

表5

(1) 地方農政局長等専決件数の年度別増△減状況

	人事	会計	その他	計
発足当初	1	1	172	174
年度別追加	4	3	144	151
38~55年度	-	△3	△37	△40
56~6年度	1	-	3	4
	△3	-	△11	△14
7年度	-	-	-	-
	5	3	147	155
計	△3	△3	△48	△54

(2) 地方農政局長権限事項の下位専決件数の年度別増△減状況

	本局部長等 (課長含む)	事業所等の部長等 (部長・課長含む。)	計
発足当初	-	-	-
年度別追加	86	41	127
38~55年度	△15	△3	△18
	2	-	2
56~6年度	△12	△13	△25
	-	-	-
7年度	-	-	-
	88	41	129
計	△27	△16	△43

3 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、昭和38年5月1日農林省告示第552号をもってその交付事務を地方農政局長に大幅に委譲している。

7年度に地方農政局に委譲した補助金等の額は1兆3千785億円であり、これは、農林水産本省所管の農業関係補助金等（都道府県に委譲されているもの、並びに北海道、沖縄県、全国団体及び試験研究機関に対するものを除く。）の96.4%に達している。これを本省各局別にみると表6のとおりである。

第2節 地域農政の推進

1 東北農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

東北経済の動向をみると、個人消費はやや前年を下回る傾向で推移し、生産活動は回復の足どりは弱いものの、持ち直しの兆しが見られた。他方、雇用情勢では厳しさが続いている、回復に向けての緩やかな兆しはあるものの、今後の動向を注視する必要がある。

部門別には、消費活動については、大型小売店販売額は飲食料品が前年を下回って推移した一方、乗用車の新規登録台数は総じて前年を上回って推移した。投資活動については、公共事業は7年後半以降ほぼ前年を上回って推移したが、住宅建設が下回る傾向にあつた。また、鉱工業生産動向は、7年後半に入ると足踏みが見られたが、12月には持ち直しの兆しが見えていた。雇用情勢については、有効求人倍率が低い倍率で推移するなど厳しさが続いている。

イ 農家経済

平成7年の管内の農家経済（販売農家1戸当たり平均）の動向をみると、農業所得は、やや不良の作柄（作況指数96）となった稻作収入が大きく減少したことや農産物価格の低下などから前年に比べ18.9%減少し、138万円となった。また、農外所得は、労賃俸給手当等の収入は2.9%増加したもの、農外事業等の収入が景気低迷を反映して21.7%と減少し、全体では511万円と前年並みとなった。

以上の結果、農業所得に農外所得を加えた農家所得は、前年に比べ4.2%減少し、648万円となった。

さらに、年金・被贈等の収入が2.0%減少し（197万円）、これを農家所得に加えた農家総所得は845万円で3.7%の減少となった。

(2) 農業生産の動向

7年産水稻については、7月中旬までの日照不足等

表6 平成7年度地方農政局委譲補助金実績表

単位：千円

	平成7年度農業関係補助金			左のうち地方農政局へ委譲した補助金		
	非公共	公共	計	非公共	公共	計
官房	196,579		196,579	196,579		196,579
経済局	75,947,565		75,947,565	25,643,442		25,643,442
構造改善局	148,192,750	1,082,231,229	1,230,423,979	148,192,750	1,082,210,817	1,230,403,567
農蚕園芸局	76,768,008		76,768,008	76,768,008		76,768,008
畜産局	12,430,415	15,843,020	28,273,435	11,797,660	15,843,020	27,640,680
食品流通局	17,828,206		17,828,206	17,828,206		17,828,206
計	331,363,523	1,098,074,249	1,429,437,772	280,426,645	1,098,053,837	1,378,480,482

による生育の抑制に加えて、9月中旬以降の低温、暴雨天により各地で登熟不良がみられたことから、10a当たり収量521kgで、作況指数96の「やや不良」となった。特に秋田県、山形県及び福島県の一部地域では作況指数91～92の「不良」となった。

また、麦については、作付面積（4麦計）は、生産意欲の減退、転作等目標面積の緩和等の影響を受け、前年産に比べ590ha減少し、4,200haとなった。収穫量は、小麦では7,340t（対前年産19%減）、六条大麦では3,210t（対前年産24%減）となった。

野菜については、6月の低温・寡照により、果菜類、ばれいしょの作柄が前年を下回ったものの、根菜類、葉茎菜類の作柄が前年を上回ったことから全体としては前年並みの作柄であった。

果樹については、主要10品目の作付面積は6万haとなった。収穫量は、結果樹面積の減少、前年の猛暑による花芽の減少、生育期の低温、日照不足等による果実肥大の抑制等がみられ88万800t（対前年4.7%減）、出荷量は80万4300t（対前年5.4%減）となった。

花きについては、6月の低温・日照不足により、品目によっては病虫害被害や生育遅延が懸念されたものの、7月以降の天候回復により、全般的に安定した生産となった。

畜産については、全畜種において飼養戸数、飼養頭羽数がともに減少した。一方、1戸当たりの飼養頭羽数はいずれも増加しているが、乳用牛、肉用牛及び豚においてはなお、全国平均を下回る規模にとどまっている。

（3） 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新食糧法の施行等に対する地域の反応

農家：「変化を感じていない」とする声がある一方で、流通の多様化による出荷・販売の選択の幅の拡大への期待の声が聞かれる。このような中で、首都圏等の消費者への直接販売、有機・低農薬栽培等高付加価値化への取組も開始されている。他方、従来の業者へ出荷する者も多い。

出荷取扱業者：登録要件等の緩和による新規参入への期待とともに、競争激化への懸念がある。特に、販路（出荷を含む）の複線化を受けて、集荷の徹底や生産者へのサービス強化を図る動きがある一方で、消費地の卸・小売業者への直接販売を目指す第一種業者の動きも見られる。

販売業者：流通規制の緩和を、ビジネスチャンス拡大とみなす者も、競争激化とみなす者もあるが、一層の経営努力が必要との認識では共通している。特に既存の小売業者の中には大規模店舗の進出を死活問題と

受けとめているところもある。このような中で、卸問・小売問売買の拡大や品揃えの多様化などの工夫が図られるとともに、積極的な県外への進出、県外業者との提携・共同仕入、精米工場の新設などが進められている。

消費者：流通ルートの多様化により、サービス、価格等の面での選択幅の拡大を歓迎するとともに、中間経費の節減などを期待する声が挙がっている。また、表示の信頼性の確保を望む声も聞かれる。

県：生産者の創意工夫が尊重される仕組を評価する声がある一方で、新たな環境の中での対応への懸念も聞かれる。このような中で、生産・流通戦略の策定や生産者団体と連携した宣伝・販路拡大活動が行われている。

市町村：流通規制緩和等画期的な内容であるとの受けとめとともに、産地間競争の激化や価格安定に関して不安も表明されている。また、農協等との連携による販売促進、酒米生産、直播促進等を検討しているところもある。

マスコミ：米の生産・販売に対する創意・工夫が可能になる、流通業界の競争が激化する、高品位米の生産が期待される、信頼を軸とした米流通が必要である等の主張が展開されている。

また、平成8年から開始される新たな生産調整の実施に対して、各県、生産者団体とも、生産調整目標面積の拡大を厳しく受けとめているが、新食糧法下の生産調整の意義を踏まえ、行政と生産者団体が一体となって取り組むべく、体制整備が図られた。とも補償については、生産調整の円滑な推進と実効確保を図るために重要な手段と位置付けられ、各県とも生産者団体を主体とした取組が行われた。また、転作田を活用した野菜、花き等の高収益作物の導入促進のための県単事業の検討や、水稻直播栽培が生産調整としてカウンタされことから、そのモデル的導入等についての検討も進められた。

イ UR関連対策の実施状況

東北地域における主なUR関連対策のうち、

- ・ 農地流動化対策については、先導的利用調整事業により、22町村において4,889万円が農用地利用改善団体等に対して交付された。また、農地保有合理化事業のうち、経営転換タイプについては、各県の農業公社が19件、合計30haの農地の買入れを行った。さらに、買入協議は232件、面積では212haにおいて行われた。

- ・ 農家負担軽減支援特別資金に関しては、46億円（254件）の貸付が行われた。當農類型別には、稻作が金額（19億円）、件数（118件）とも約半数を占めてい

る（以下、金額では果樹、酪農、件数では酪農、果樹の順）。

- 農業経営基盤強化資金については、125億円、917件（対前年それぞれ41.6%、218.4%増）と大幅な伸びを示している。営農類型別には、稻作が60億円、594件（それぞれ全体の48.1%、64.4%）と最も多い。また、使途別には、農業用施設、機械等の造成、取得等に係るもののが62億円、669件（それぞれ全体の49.4%、50.4%）と最も多くなっている。

- 農業農村基盤整備事業のうち、担い手育成基盤整備事業と大区画ほ場整備事業は、国費ベースの全国シェアが、それぞれ28.2%、44.2%と特に高くなっている。

- 高生産性農業の実現等を図るために各種施設等の整備として、農業構造改善事業においては、米生産・流通の合理化のためのカントリーエレベーター、ライスセンター等の整備が主体となっており、事業費の約2分の1を占めている。

また、山村振興等農林漁業特別対策事業においては、豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズム等都市との交流を通じた地域活性化、就業機会確保等を図るために交流関係施設等を整備する地区が多く見られる。

- 米以外の農産物のうち特にりんごについては、国際化に対応して産地強化を図る観点から、わい化樹への改植、園地改良、防風施設整備等が推進されており、各県がそれぞれ国の補助に上乗せして助成を行っている（青森県：20%、岩手県：1/6、宮城県：15%、山形県：18%等）。

ウ 各県における単独事業の実施

各県においては、国の対策と連携、補完する形で、各種単独事業が創設・実施された。

例えば、青森県では、担い手育成基盤整備事業について、農地の利用集積の条件等を厳しく設定する一方で、県の負担割合を嵩上げすることにより、農家負担を縮減し、整備の加速的推進を目指している。

また、宮城県では、新たな環境の下でのモデル的な稻作経営体育成を目指して、集落における土地利用、農作業効率化等将来の営農ビジョンの策定や担い手組織の機械、施設等の導入に対する助成を行うこととした。

さらに、中山間地域振興の観点から、岩手県においては農協が単独で行う価格差補給金交付や基金造成への助成が、秋田県では戦略作物主体の経営への転換に際しての初度的経費の助成が、福島県では特色ある米作りの推進のための啓蒙活動、諸施設の整備等に対す

る支援が、それぞれ行われている。

エ 各地域における取組

管内各地域においては、農業・農村の活性化に向けて、以下のような取組が進められている

- 農業経営改善支援センターについて、岩手県川崎村においては、効果的な農地の利用調整に向けた取組の総合的支援とともに、土壌分析、農産加工実験、情報収集等を併せ行う「農業活性化センター」として位置づけている。また、秋田県鹿角市では、農業経営改善支援センターとして「農業農村活性化機構」を設立し、税務会計コンサルティング等の経営支援、農地の利用調整、生産資材供給、栽培実証試験等幅広く農家を支援していくこととしている。

- 山形県の三川町のある集落においては、兼業化・高齢化が進行する中で集落農業の守り手として農事組合法人（特定農業法人）が設立され、設立の次年度には赤字を解消し、借地、作業受託等の推進により、特別栽培米と花き、野菜との複合経営が展開されている。

- 地域の特色を活かした取組として、福島県の熱塩加納村では、農家の協議により、村が一体となって「有機農業の里づくり」に向け、有機低農薬米生産を行い、首都圏の消費者グループと取引を行うとともに、有機米を原料とする酒、おかゆ缶詰の製造、販売も行っている。

- 地域活性化を目指す異業種間交流の取組として、秋田県比内町では、農家、役場職員、商業者などを構成員とする「ひない塾」を設立し、ひとつくり（ゼミ、研修会等の開催）、ものづくり（比内地鶏をモチーフにイメージ・キャラクター制作）等を進めている。

（4）関係機関との連携強化

管内において、地域農政の円滑な推進、特に、UR関連対策、新食糧法、新生産調整の趣旨の浸透や関係機関と連携した取組等を促進するため、管内6県農政主務部長会議、市町村長懇談会、現地農政懇談会等を開催した。また、地域における食料・農業・農村に関する合意形成を促進するため、管内の有識者等を構成員とする東北地域農政懇談会を開催した。

更に、行政と研究の連携を密にするための「行政・研究連絡会議」や水稻の作柄安定のための情報収集・分析とこれを基礎とした対応策の検討を行う「東北地域水稻安定生産推進連絡協議会」を仙台管区気象台、東北農業試験場、東北農政局及び各県の関係機関の参画の下に開催するとともに、東北農業試験場や民間関連企業の参画を得つつ、新技术の開発等に関するセミナーを開催するなどにより情報提供を行った。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策の普及浸透を図るために「東北農業情勢報告」をはじめ、各種会議の状況、各種統計情報等について隨時記者発表を行った。広報誌「東北農政だより」や東北農業、農村の現状を図、表で紹介した「東北農業のすがた」、UR対策の内容をわかりやすく解説した「UR対策のポイント」等を発行するとともに、民間放送6局（ラジオ）を通じてUR対策を中心に農政の重要施策の紹介をするなど、国民各界各層の農政への理解の増進に積極的に取り組んだ。

2 関東農政局

(1) 地域及び農業経済の動向

ア 地域経済

関東農政局管内の経済動向をみると、個人消費は乗用車新規登録届出台数が増加に転じ、大型小売店販売額も8年に入り増加傾向を示すなど明るい兆しがみられ、生産活動も鉱工業生産指数が前年に引き続き増加傾向を示し、設備投資建築着工（鉱工業）床面積も増加に転じるなど緩やかながら増加しており、企業倒産件数も増加、有効求人倍率の低迷など依然厳しい面はあるものの、全国同様、緩やかながら回復の動きがみられる。

イ 農家経済

平成7年における農業経営動向統計（管内の販売農家1戸当たり平均）によると、農業粗収益は399万5千円であり、農業経営費は233万5千円であったことから、農業所得は166万1千円であった。

また、農外所得は580万2千円であり、年金・被贈等の収入は192万4千円であった。

この結果、農家総所得は、938万6千円となった。

(2) 農業生産の動向

（水稻）7年産の水稻作付面積は、前年産より約1万3千ha(3.2%)減少して38万8千haとなった。作柄は、梅雨明けから収穫期間まで高温・多照に経過したため、生育は良好で登熟が良く被害が少なかったため、10a当たり収量は507kg、作況指數105の「やや良」となり、収穫量は197万tとなった。

（麦）7年産の麦作付面積は、4万7千ha（対前年比10%減）で、作柄は小麦が作況指數105の「やや良」、二条大麦が108の「良」、六条大麦が103の「やや良」となり、収穫量は19万4千tとなった。

（野菜）7年産の野菜（28品目）作付面積は、16万ha（対前年比1.6%減）で、品目別には、はくさい、にんじん、レタスが増加した。収穫量は469万2千t（対前年

比1.8%減）、出荷量は395万2千t（対前年比1.4%減）となった。

（果実）7年の果樹栽培面積は70,500ha（対前年比2%減）となった。主な果実の収穫量については、りんご、ぶどうはおおむね前年並みであったが、高温・少雨の影響を受けたうんしゅうみかん（同13%減）、日本なし（同14%減）が減少した。

（畜産）7年の畜産別飼養頭羽数は、乳用牛が37万1千頭（対前年比3.6%減）、肉用牛が43万9千頭（同0.6%増）、豚が279万8千頭（同2.1%減）、採卵鶏（成鶏めす）が36百万羽（同0.7%減）、ブロイラーが994万羽（同0.4%減）となっている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料需給構造の変化

管内は全国の4割近い人口を有し、一大消費地域を形成している。これを背景として、食品製造業、食品流通業、外食産業等の食品産業の市場規模も全国の4割前後を占めており、多種多様な食品を製造し、消費者へ食料を安定的かつ効率的に供給するとともに、管内農産物の販路を提供するという重要な役割を果している。

管内においても、女性の社会進出、単独世帯の増加等が続いている、また、食の外部化、サービス化が進展しており、食料需給構造の中で食品製造業、外食産業の位置付けが増大してきている。また、食品小売業における量販店のウエイトの増大に伴い、量販店の挙動が食品流通に大きな影響を与えるようになってきている。

イ 農業者及び農業協同組合の販売活動の現状及び今後の方針

(ア) 農業者の販売活動の現状及び今後の方針

農業・農村情報交換ネットワーク事業地アンケート調査（回答者1,401名、以下「モニターアンケート」という。）によると、販売方針としては、「コストをかけても高品質な農畜産物の生産出荷を目指す」が27%、「生産流通コストの低減に努めコストに見合った価格による安定販売を目指す」が68%であった。

農畜産物の価格変動については、「経営の見通しが立てられるよう、安定した価格が望ましい」が83%となっている。

販売活動の対応方法については、「個人による対応が望ましい」が13%、「同じ考え方の仲間（出荷組合等）による対応が望ましい」が44%、「農協組織による対応が望ましい」が39%となっている。

現在の販売先については、農協共販が80%と最も高く、次いで卸売市場が32%、朝市・直販が20%、宅配便等による通信・ギフト販売が17%となっている。

今後の方針・見通しを販売先別にみると、農協共販、商系集出荷業者、卸売市場は「現状維持」が59%～65%と大半を占め、「拡大」が23%～30%ある一方、「縮小」もそれぞれ12%と他の販売先に比較し高い割合となっている。外食産業、宅配便等による通信・ギフトは「拡大」がそれぞれ67%，78%と大きな割合を占めている。

(イ) 農業協同組合の販売活動の現状及び今後の方針

管内の農業協同組合（総合農協）を対象としたアンケート（回答農協207農協、以下「農協アンケート」という。）によると、現在の農協からの販売先（販売高上位3品目を対象）については、卸売市場95%，朝市・直売所39%，Aコープ店11%，量販店15%，生協16%，自然食品専門業者4%，食品製造業16%，外食産業5%，宅配便等による通信・ギフト販売12%，政府（米、麦の販売先）54%，その他53%となっている。

今後の方針又は見通しについて販売先別にみると、卸売市場、政府を除く各販売先で「拡大」が5割を超えており、特にAコープ店、生協、外食産業及び宅配便等による通信・ギフト販売では、それぞれ、81%，82%，87%，90%と「拡大」が大宗を占めている。一方、卸売市場、自然食品専門業者、政府では、「縮小」がそれぞれ、8%，7%，25%と他の販売先に比較し高い割合となっている。

ウ 行政等関係機関の取組

(ア) 農産物の販売活動に対する支援策等

平成7年度から実施されたフードシステム高度化対策においては、食品の供給を農水産業のみならず加工、流通、消費を含めた一連の流れ（フードシステム）として捉え、食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大の両立を目指し、各種施策が講じられている。

また、平成8年度から、生鮮野菜の産地と量販店等との定量・定価格契約取引を推進するため、契約農家が不作時に備えるために行う資金造成に対する支援、産地が連携して年間を通じた野菜の安定的な供給を推進するための体制を整備するとともに、実需者への産地リレーによる安定出荷をモデル的に行うなどの事業が実施されている。

(イ) 都県における販売活動支援のための取組

各都県では、集出荷・加工施設、直売施設等共同利用施設の整備を図るとともに、都県産農産物の消費拡大、イメージアップ、ブランド化のため、シンポジウム等の開催、市場動向等の調査研究、新聞、テレビ等によるPR、展示即売会やイベント等の開催、消費者等の産地への招待等各方面にわたる取組を行っている。

エ 食料需給構造の変化に対応した販売活動の展開に

向けて

(カ) 新たな販売活動の展開に当たって

管内の農業者の農産物の販売活動は農協共販を中心としたものがほとんどであり、直売所や宅配便を活用した直販、量販店等との契約取引等多様化が進んでいるが、販売活動の主体がおかれた条件により、販売活動は制限を受けるとともに、卸売市場、量販店等における「出荷規格の徹底」、「出荷時期、出荷量等の調整」、生協等における「環境保全型農業による生産」等販売先のニーズに応じた取組が求められている。

したがって、今後、農業者等が新たな販売活動の展開を図ろうとする場合には、自らがおかれた条件を再検討するとともに、中・長期的な視点に立って、取引の安定にも配慮し、販売先のニーズや取引条件の有利な点と問題点等、更には経営全体に及ぼす効果を十分検討した上で取り組んでいく必要がある。

(イ) 農協共販の役割、責任の増大

モニター調査によると、8割近くのものが農協共販を行っており、今後の方針としては、約9割は「現状維持」又は「拡大」としており、農業者にとって今後とも最も重要な販売先である。

さらに、農産物流通において量販店等大口需要者の割合が高まり、その力が強まるに従い、生産者が対抗していく力として農協共販の役割、責任は益々重大となっており、組合員と農協とが一体となった農協共販の積極的な展開が求められている。

現在、農協組織においては、平成6年9月に決議された「21世紀への農業再建とJA改革」に基づき、JA事業・組織の改革と強靭な経営体質の構築等に向け組織を挙げての改革が進められている。これらの改革は、農協共販の課題の解決にもつながるものであり、特に単協レベルの積極的な改革による効果を期待したい。

また、組合員としても、生産物をいかに販売するかということは農業経営上最も重要なことであり、経営判断として農協共販を選択する以上は、農協共販の戦略策定、事業運営に積極的に参加し、農協共販の改善に取り組んでいくことが求められる。

(カ) 量販店等との契約取引の推進

量販店等との契約取引を推進するためには、気象変化により生産量等の確保ができない場合の対応、できすぎた場合の他のルートへの販売、契約以外の規格のものの販売をどうするかを解決する必要がある。

このためには、農業者等自らの経営において責任を持って対処するという方法が考えられるが、危険分散も同時に考える必要がある。この際、平成8年度から生鮮野菜の産地と量販店等との契約取引を推進するた

めに実施される、契約農家が不作時に対処するための資金造成に対する支援等の有効な活用を期待したい。

さらに、現在も最も多く行われている方法であるが、実需者と生産者の間に入り価格と数量の調整が行える第3者のコーディネーターを活用することが考えられる。実態としては、青果物の場合、優良事例のA経済連のように多くの農協が卸売市場での予約相対取引の拡大をしたいとしており、卸売市場の販売能力、決済機能等に期待するところが大である。したがって、卸売市場経由率の低下が懸念される卸売市場においても、平成8年3月に決定された卸売市場基本方針に沿って、相対取引の弾力的な拡大、規制緩和による手続面の簡素化及び情報化の推進等により、取引の改善を図っていく必要がある。

(4) 関係諸機関との連携強化

地域の実情に即した農業施策の円滑な推進を図るとともにUR対策の浸透を図るため、管内の都県農政・農地主管部長会議、農政・農地主管課長会議、関東地域行政研究連絡会議、関東地域農政懇談会、市町村長懇談会を開催したほか、農政担当者会議を随時開催し、さらに関係機関の主催する会議等に積極的に参加するなど相互連携の強化に努めた。

また、環境保全型農業の積極的推進と、畜産、耕種農家のバランスある発展を目指して「リサイクル農業シンポジウム」を開催した。さらに、化学肥料及び農薬の一層の節減と堆肥等有機物資源の活用や輪作体系導入等を図るために「環境保全型農業推進シンポジウム」を開催した。

(5) 広報活動

関東農業情勢報告、各種統計資料の公表のほか、管内農業動向の紹介及び新しい施策等の浸透を図るために、管内の都県、市町村、関係機関・団体及び消費者グループ等を対象に広報誌「農政のひろば」を隔月、「農林漁業情報」を毎月発行配布するとともに、民間ラジオ放送局4局を通じて「関東農政局だより」を6回放送した。また、児童、一般市民を対象に、農産物の流通経路（生産現場～市場～家庭）を逆にたどり、農業農村の重要性等の理解を深めるための広報ビデオ「野菜のふるさと」を作成・配布した。

さらに、一日関東農政局、現地農政懇談会等を開催し、農業経営や地域活動に関する意見交換等を行った。

3 北陸農政局

(1) 地域及び農家経済の概要

ア 地域経済

7年の北陸経済をみると、全体として足踏み状態で

あった。生産面では3月以降の急激な円高により主力の機械・繊維工業等に対して大きな影響を及ぼし、全体として低水準の生産となった。また、個人消費面でも大規模小売店売上高は前年を下回った。

一方、雇用面では、労働力需給は全国に比べ依然良好な水準にあるものの引き続き緩和状況が続いた。

イ 農家経済

(ア) 7年度の農家経済をみると、農業所得は稻作収入が前年度を大幅に下回ったことから31.3%減少した。また、農外所得も景気低迷等により1.0%減少し、これらを合わせた農家所得は6.1%減少した。

農家所得に年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は3.6%減少した。

(イ) 7年2月現在の管内の総農家数は、26万7,400戸で前年に比べ4.5%減少し、うち販売農家は4.4%減の22万2,900戸となった。

この内訳をみると、専業農家は1万4,800戸となっており、販売農家に占める割合は6.7%で全国平均(16.1%)を大きく下回っている。一方、兼業農家は、第1種兼業農家が2万7,400戸、第2種兼業農家は18万700戸となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 7年7,8月の豪雨による被害状況と対策

北陸地方では、7月に入つて、梅雨前線の活発な活動により、新潟県上越地方を中心に記録的な豪雨となつた。その後も、8月に局地的に集中豪雨が発生した。

これらの豪雨により、新潟県を中心に農地・農業用施設に約7,900箇所、約311億円の被害が発生した。また、農作物では、田畠の浸冠水により水稻、野菜を中心にして、延べ8,130ha、約14億円の被害が発生した。

北陸農政局では、「7月上中旬豪雨災害対策連絡会議」を設置し、被害状況の早期把握、復旧工事の早期実施、技術指導通達による栽培指導等を行つた。なお、梅雨前線豪雨災害は激甚災害に指定され、8月の局地豪雨についても15市町村が局地激甚災害に指定された。

イ 水稲

7年産水稻の作柄は、5月中旬から7月中旬の低温・寡照等により作況指数96の「やや不良」となつた。品種別作付面積割合は、コシヒカリが前年を2.4ポイント増の64.6%となつた。また、コシヒカリ以外では、わせじまん（新潟県）、ほほほの穂（石川）、ハナエチゼン（福井）等の早生品種の作付けが増加している。

低コスト技術への取組では、直播栽培や側条施肥田植等への取組が増加しつつある。

ウ 野菜

7年産野菜（主要26品目）の作付面積は、対前年比1%減の2万3,700haとなり、収穫量は低温・寡照等の影響などから対前年比3%減の48万8,400tとなった。

品目別の動向をみると、はくさい、キャベツ等が労力不足等で減少したものの、転作目標面積の増加や各県の振興事業により、さといも、かぼちゃ、えだまめ等が増加した。

エ 果樹・花き

7年産果樹（主要8品目）の結果樹面積は前年並みの5,470haだったが、収穫量は低温・寡照等の影響から対前年比7%減の6万1,300tとなった。

花きの作付面積は、切り花・花壇用苗もの等で、規模拡大や新規農家の参入等から増加したもの、球根類は輸入球根の増加による影響や球根切り花生産への転換などから減少した。

オ 畜産

7年は全畜種で飼養戸数、飼養頭羽数ともに前年に比べて減少したが、1戸あたり飼養頭羽数はブロイラーを除く畜種で増加している。

生乳生産量は、6年夏の猛暑による種付けの遅れ等の影響で2.7%減の16万6,710tとなった。

(3) 主要な農政課題をめぐる動き

ア 新たな米の生産・流通をめぐる動き

7年11月に施行された「新食糧法」に対応して、農業生産の7割を占める北陸地域において、生産・流通の段階で新たな動きがみられている。

(ア) 生産段階では、各県及び各県生産者団体において、食味向上のための技術対策の実施、精米施設の設置等販売力の強化を目指した取組、自主流通米の入札取引における地域区分上場等の各種の取組が行われている。また、一部の生産者は、米加工品の販売や消費者等に対して米の直接販売に取り組んでいる。

(イ) 販売段階では、スーパー、コンビニエンストア、ガソリンスタンド等の小売りへの新規参入の動きが見られる。

(ウ) 消費者は、嗜好にあった米を安く、容易に買うことができるようになるとの期待がある一方、新たな精米表示制度の信頼性の担保や作柄変動があった場合の安定供給等について高い関心を示している。

イ UR農業合意関連対策の実施

(ア) 7年はUR対策のスタートの年であり、管内の会議、協議会等の機会を捉えて、内容の説明や各種資料の配布等を行った。

(イ) 管内における8年3月末までに措置されたUR対策費は1,907億円となっており、力強い農業農村の実現に向けて各種対策の円滑な推進に努めている。

ウ 新政策の推進

(ア) 北陸農政局では、新政策やUR関連対策のより積極的な推進を図るために、各種の重要課題について各部横断的なプロジェクトチームを設置して、土地・生活環境基盤及び生産施設の整備、多様な担い手の育成・支援、中山間地域の活性化対策等を推進した。

(イ) 農業経営基盤強化促進法については、既に6年度中に管内全市町村で基本構想が策定されており、認定農業者は8年3月までに3,953経営体（うち法人218）となっている。各県、市町村では農業経営改善センターでの相談・啓蒙活動を通じて認定農業者の育成・確保、農用地の利用集積、法人化の推進、融資による経営強化を図っている。

(カ) 特定農山村法に基づく特定農山村地域については、管内市町村の64%に当たる143市町村が指定され、そのうち8年3月末までに、107市町村で農林業の活性化の目標を示すとともに新規作物の導入、地域特産物の生産・販売、都市との交流等地域の具体的な取組を推進する農林業等活性化基盤整備計画が策定された。

エ 多様な農業経営体の形成に向けた動き

(ア) 農業生産法人は、年々増加し7年1月で208法人に達しており、うち稻麦作が156法人と大半を占めている。これらの法人においては、経営規模が100haを越える大規模経営や売上高が1億円を超える経営、新しい米の生産・流通システムに対応した経営展開を図る事例もみられる。

(イ) 新規就農者数は、各県、市町村等における就農促進対策等への積極的な取組もあり、4年以降増加傾向となり6年は201人、7年は191人と近年200人程度となっている。内容的には、新規学卒者、Uターンが全体の9割を占め、近年の傾向としては、花きへの就農割合が高くなっている。

また、新規参入者は、そのほとんどが法人や企業的経営体への就職となっているほか、新たに経営を開始した者についてもほとんどが自治体の助成等何らかの支援を受けている。

一方、UR関連対策の就農支援資金については、8年3月末現在で63人が就農計画の認定を受けている。

(カ) 農地の流動化については、管内における7年末の農用地の利用権設定率は、前年より0.2ポイント増の9.2%（全国6.3%（6年末））となった。

農地流動化の進展に伴い、7年の5ha以上の大規模農家数は3,820戸と、前年に比べ4.7%増加しており規模拡大が着実に進んでいる。

(エ) 農作業の効率化による生産性の向上を図るために水田の大区画ほ場整備が、担い手育成基盤整備事業

等の県営は場整備事業を中心に推進されている。

6年度末の標準区画(30a程度)以上の水田の整備率は54%と全国平均並であるが、富山県、福井県はそれぞれ75%、81%と高く、新潟県、石川県は42%と低い状況にある。

オ 水田営農活性化対策

7年度の水田営農活性化対策は、管内で4万490haの転作等目標面積に加え、6年産米の大豊作に伴う自主流通米の円滑かつ適正な流通を図るために、7,110haを指標面積とする追加的転作に取り組むこととなり、合計4万7,600haとされた。これに対する転作等実施面積は4万8,170haで、目標達成率は101%となった。

また、新食糧法において、米穀の需給均衡を図るために重要な手段として生産調整が位置づけられ、8年度から10年度までの3年間の対策として「新生産調整推進対策」が行われることとなった。管内の8年度の生産調整対象面積は水田営農活性化ベースで6万1,030haとなっている。

カ 農村地域の活性化に向けた動き

(ア) 農村地域の活性化を図るために、都市部に比べ整備が遅れている農村の生活排水施設の整備を一層推進し、農村の生活環境を改善することが重要であり、6年度において、1,471集落で農業集落排水施設整備を実施し、523集落で供用が開始された。

(イ) 管内市町村の半数、総土地面積の7割、耕地面積の4割を占める中山間地域は、国土・自然環境の保全等重要な役割を担うなど国民的視点からも重要な地域である。

一方、こうした地域では、経営耕地面積に対する耕作放棄面積の割合が6.4%（北陸全体平均2.7%）と高い等の状況にある。

中山間地域の活性化を図るために、農林漁業の振興、就業機会の確保、生活環境の整備や村づくり等の各種事業を体系的に進めることが重要である。7年度において管内では、山村等振興対策事業が延べ64地区、中山間地域総合整備事業が37地区で実施された。

(ウ) 山村、過疎地域等では、地域の特性を活かした農産物の生産や高付加価値化による所得・就業機会の拡大と安定を図るために、様々な取組が行われている。

例えば、JAと農業者の共同出資による農業生産法人設立(新潟県湯之谷村)、青年グループによる稲刈受託、製材所建設(富山県利賀村)、恐竜化石出土の地域特性を活かした施設整備による交流人口の拡大(石川県白峰村)、女性の活動による農産物加工品の開発・生産(福島県小浜市)等の取組が行われている。

(エ) 都市住民の民泊等による農村への滞在や農作業

体験等を通して都市と農村の交流を促進するために、7年4月に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備に関する法律」が施行され、7年度中に農林漁業体験民宿業者が管内で145軒登録された。

(4) 関係機関との連携強化

UR関連対策の着実な推進や地域農政の円滑な推進を図るため、管内農林農地部長会議、市町村長懇談会、地域農政懇談会等を開催し、管内の農業情勢や今後の農政の推進方向等について、意見交換や情報交換を行った。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業施策の普及浸透を図るために、「北陸農業情勢報告」をはじめ、各種の調査結果等について随時公表した。また、広報誌「のうせい北陸」を市町村や消費者、農業団体等に配布するとともに、ラジオ放送「北陸農政局だより」ではUR対策の各地の取組を民放4局を通じて8回放送した。

4 東海農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

東海経済の動きをみると、産業構造の輸出依存度が高いことから、円高の影響を顕著に受けて、相対的に景気回復への動きは弱いものとなっている。このなかでも主産業である製造業の生産水準の回復の遅れが目立ち、持ち直しの気配はみられるものの、鉱工業生産指数(平成2年=100)が全国を大きく下回って推移している。これには、主力である自動車産業の生産水準が、円高やこれに伴う海外生産の拡大による輸出の落ち込みや輸入車の急増などのため、大きく低下していることが起因している。なお、8年に入ってからは、堅調な国内販売の動きを受け回復している。

イ 農家経済

東海は、従前から自動車産業等の他産業への就業機会に恵まれていることから、農外所得が全国を上回る水準で推移しており、農業依存度(農業所得と農外所得の計に占める農業所得の割合)は相対的に低く推移している。このため、近年の農家総所得の推移をみると、景気低迷による農外所得の伸び悩みから停滞している。

7年における農業経営動向(管内3県販売農家1戸当たり)をみると、農業所得は、稲作における作付面積の減少と自主流通米・自由米価格の低下から、前年比3.9%減の143万9千円となった。一方、農外所得は、農外事業収入及び給料・俸給収入の減少により、4.2%減の675万5千円となった。この結果、農家総所得(年

金・被贈等の収入を含む)は、5.9%減少し、1,016万2千円となった。また、農業依存度は、17.6% (全国20.9%) となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成7年産水稻の作付面積は、転作等目標面積に指標面積(追加的転作に取り組む面積)が追加されたことなどから、前年を5,100ha下回る11万6,100haとなつた。作柄は、初期生育は抑制されたもののその後の好天候により、10a当たり収量は481kgで作況指数は105の「やや良」となり、収穫量は55万8,400トンとなつた。

イ 麦・大豆

7年産麦(子実用4麦計)の作付面積は、水田転作面積が強化されたこと等から前年に比べ520ha増の5,740haとなつた。また、大豆(乾燥子実用)の作付面積は、150ha増の3,160haとなつた。

ウ 野菜・果樹

7年産野菜の作付面積は3万100ha(28品目)で、ピークである昭和44年の51%となっている。また、7年産果樹の栽培面積は1万2,600ha(17品目)で、同様にピークである昭和50年の75%余りとなっている。

農林業センサスの結果から、露地野菜販売農家の1戸当たり経営耕地規模別戸数を2年と比較してみると、作付面積が、2.5~5.0ha未満層では、1.5倍(544戸)、5.0ha以上層では2.5倍(35戸)と、規模拡大が進展する一方、2.0ha未満層は減少しているものの、高齢化等による経営規模の縮小などから、0.3ha未満層については1.2倍(352戸)に増加するなど、階層の2極分化が進展している。

エ 花き

東海の花きは、都市近郊に位置する立地条件や優れた生産技術の蓄積に加え、①品目を効果的に絞り込んだ生産や、販売面でも独自にデザインした鉢を利用するなどによる付加価値の向上、②運搬労力が軽減される台車輸送方式の完成による輸送コストの低減、③新品種が全国販売される前に栽培技術を確立するなど市場の中で先行者としてのメリットを追求する取組、④一部における手間のかかる苗生産の海外委託の取組等、優れた経営努力がみられる。

このような経営努力により、単位面積当たりの生産額は全国トップ(全国平均の1.5倍)で、全国シェアの3割を超える品目が7品目あるなど、東海農業のいわばリーディング・セクターとして展開している。

オ 畜産

8年2月1日現在における家畜の飼養戸数は、いずれの畜種とも前年に比べ減少した。これは、飼養者の

高齢化、後継者不足や飼養環境の悪化等から中小飼養者を中心に飼養を中止したためである。しかし、飼養頭羽数は採卵鶏及びブロイラーが前年を上回ったほかは前年を下回ったものの、1戸当たりの飼養頭羽数は各畜種とも増加し、規模拡大がさらに進んだ。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新食糧法に対する地域の特徴的な動き

東海地域は、名古屋市等の大消費地を抱えていることから、域内消費が主体となっている。しかし、銘柄米は、岐阜の「ハツシモ」、三重の「コシヒカリ」等と数少ない。こうしたなか、米の販売における農家の農協系統離れの防止や他県産米との競合への対応が課題となっている。このため、県連レベルでは、「RICE戦略」に基づき、「売れる」から「売る」への発想の転換を図るため、独自販売戦略の検討や大規模農家等に対する集荷サービス体制の強化の検討がなされている。また、他県産米との競合に対応するため、市場評価の高い新品种への転換、一定量を確保するための品種の集約、地元消費者へのインパクトのあるPR、レンゲ米等の差別化商品の開発や自県産米を取り扱う卸・小売業者等との結び付きの強化等に努めている。

イ UR対策の地域における推進状況

UR農業合意関連対策については、東海農政局では、農業合意後、直ちに「ガット・ウルグアイ・ラウンド関連対策本部」を設置し、管内の農業及び農山村の振興を図り、その将来展望を切り拓いていくため農業合意に伴い生ずる諸問題への適切な対応を含め、対策の円滑な推進に向けて各種の事業を展開している。

その主な特徴は、第1に、土地基盤の整備を促進するための農業農村整備緊急対策(公共事業)において、重点地区の設定と加速的実施を通じて効果の早期発見と着実な推進を図っている。

第2に、農業構造改善事業等(非公共事業)では、生産の高度化や経営体の育成対策と併せて都市との交流や加工事業等の促進による中山間地域等の振興対策にも配慮した多様な事業の推進を行っている。生産対策については、新食糧法下での産地体制の強化を図るために、ライセンターやカントリーエレベーター等の要望が増大している。

第3に、農地流動化対策等として、農業改良資金の特定地域新部門導入資金等を通じて経営体に対する個別の支援対策等を実施している。特に、農家への支援対策の情報提供を図るため局独自の支援対策活用マニュアルの作成を行い、普及員や農家への配布を行っている。

その他、各県においても、経営体の育成や中山間地

域対策から新食糧法施行に伴う新しい県産米の販売拡大等まで、多様かつきめ細かな事業を実施している。

ウ 経営体の育成状況

平成7年10月3日に「経営体育成・農用地利用集積推進対策本部」を発足させるとともに、関係各部課で構成する「推進チーム」を置き、地元農業関係者との現地懇談会を開催するなど、認定農業者制度の普及定着に向けた積極的な活動を展開している。

また、スーパーLの7年度の実績は、融資額66億円（6年度13億円）、貸付先数224件（33件）と大幅に拡大している。なお、融資額の全国シェアは、7.7%と、認定農業者数の全国シェアの3.8%の約2倍となっている。

エ 経営規模の拡大状況

農林業センサスの結果によると、経営耕地面積規模別農家数については、東海は、都府県を上回る勢いで大規模層へのシフトを強めており、2年と比較して、階層別戸数の増加率は、3.0～5.0haで19.6%（都府県1.8%）、5.0～10.0haで42.2%（31.8%）、10ha以上では105.9%（56.5%）となっている。また、7年産水稻の全作付面積に占める大規模経営等（経営耕地面積5.0ha以上の農家、農家以外の農業事業体及び水稻作サービス事業体）の作業面積（経営耕地面積のうち水稻を作った田面積+全作業受託面積+基本的作業（耕耘・代かき、田植、稲刈り・脱穀）の平均受託面積）シェアは、21.2%（15.0%）と、北海道を除く地域別にみると全国一となっている。なお、大規模経営等の所有面積シェアは1.4%（5.3%）と低く、東海は借り入れ及び作業受託による規模拡大が進んでいるといえる。さらに、農産物販売金額規模別農家数については、東海は、農産物販売金額が2～3千万円層の伸び率が35.9%と全国の32.3%を上回っており、3千万円以上層は2,879戸で都府県（2万1,627戸）の13.3%を占めており、販売農家数の都府県に占める割合の7.4%を上回っている。

オ 都市・農村共生に向けた動き

東海地域は、都市と農村が適当な時間距離で接しているため、他の地域（特に東京、大阪）と比べて、多様な都市と農村の共生に向けた動きがみられる。

特に、最近の水不足の影響を反映し、水を媒体とした上下流域におけるユニークな交流がみられる。

また、中山間地域では、地域文化や農林業資源をテーマとして広域・ネットワーク連携手法を取り入れた様々なタイプの交流が盛んに行われている。

カ 消費者行政の推進状況

消費者の意向を行政施策へ的確に反映していくた

め、食料品消費モニターとの懇談会を本年度も開催した。「新食糧法」に関連しては、米の検査体制、表示と品質内容の管理指導の強化を望む声と共に、おいしい米の供給を望むなかで需給調整が必要なのかなど食料政策についての関心も高まっている。また、精米表示とその内容について信用性に対する期待や不安が出された。「食料の供給と消費や食料品の品質表示」に関しては、輸入農産物の増加及びこれに伴う食料自給率低下から、日本農業の衰退への心配や安全性に対する検査体制の強化を要望する声が多く出された。

（4）関係機関との連携強化

地域農業の実情に即した農業政策の円滑な推進に資するため、管内各県農業関係部長会議、市町村長を開む農政懇談会を開催し、農業情勢との問題点、市町村の抱える農業上の諸問題、予算・制度等に関する要望等について意見交換を行い、UR対策の浸透と関係機関との連携強化に努めた。

また、各界の委員で構成する「東海地域農政懇談会」を設置し、農業者、市町村担当者等との意見交換や現地調査を実施して議論を深め、「明日のコンセンサス形成に向けて」として取りまとめた。

（5）広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るために、「東海農業情勢報告」をはじめ、農林水産統計情報や各種会議の状況について随時記者発表を行ふとともに、報道関係者による現地調査を実施した。

また、広報誌「とらいアングル（東海の農政）」（季刊）を発行し、県市町村、農業団体等をはじめ、公立図書館、消費生活センター、経済団体等に配布したほか、民放を通じたラジオ放送「みどりのうたごえ」（全8回）を行い、広く一般に農業・農村の理解を深めるように努めた。

5 近畿農政局

（1）地域及び農家経済の動向

平成7年度の近畿地域の経済動向をみると、需給面では、阪神・淡路大震災の復興需要等から公共投資、住宅建設が高い伸びを示すとともに、個人消費も堅調に推移した。生産面でも、一時減少がみられた工業生産に回復の兆しがあり、総じて近畿経済は緩やかな回復傾向をみせた。しかしながら、雇用面では引き続き厳しい状況が続いた。

農業経営動向（販売農家1戸当たり平均）をみると、平成7年の農業所得は、主に稻作収入が収穫量の減少及び価格の低下により減少したことや、果樹・畜産収入が減少したことなどにより、6年度に比べ8.5%減の

99万7千円となった。一方、農外所得は、事業収入が増加したことから、2.0%増の738万円となった。この結果、年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は、0.3%増の1,054万8千円となった。

(2) 農業生産の動向

7年産水稻については、追加的転作等の実施により作付面積は前年に比べ4%減少し、14万8,300haとなつた。また、田植え以降の低温・日照不足により北部を中心に初期生育が遅れたものの、適切な水管理、施肥、病害虫防除等が図られるとともに、7月下旬以降天候が大幅に回復し、気象被害・病虫害も平年を下回ったことから、作況指数は106の「良」となつた。10a当たりの収量は496kg、収穫量は73万4,900tとなつた。

7年産主要野菜30品目の作付面積は、前年比4%減の2万8,900ha、収穫量は前年比4%減の84万8,600tとなつた。京阪神の主要市場における指定野菜14品目の平均価格は、前半はおおむね高値で推移したもののが8月以降は安値となり、年平均では平年比3%安の172円/kgとなつた。

7年産果樹のうち、うんしゅうみかん、かきは、7月下旬以降の高温・少雨の影響で小玉傾向となつたこと等から、収穫量は共に前年比8%減となり、うんしゅうみかん19万1,600t、かき8万100tとなつた。うめは、5~6月の低温・日照不足の影響により小玉傾向になつたものの、結果樹面積が増加したことから、収穫量は前年比10%増の6万5,500tとなつた。

畜産では、肉用牛の飼養頭数は前年比0.3%増の11万6,800頭、乳用牛の飼養頭数は前年比4.9%減の6万6,900頭となつた。また、和牛子牛価格は、前年比3%減の42万530円となつた。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新食糧法に対する地域の反応、地域の取組及び地域の特徴的な動き等

新食糧法に対し、小規模農家では目立った反応は見られないものの、大規模農家は米価の下落を警戒し、一層のコスト低減に向けた直播栽培の導入、有機栽培米等特色ある米づくりと併せて消費者との直接販売に取り組む動きがみられた。

生産者団体では、出荷取扱業への新規参入を意識して計画流通米の集荷確保対策を検討する一方、販売競争の激化を予想し、良食味品種の導入、ブランド米の育成、販路の新規開拓等の取組がみられた。

卸売業では、大規模貯蔵施設の建設や、小売業への参画を計画する動きがみられた。

小売業では、量販店、ディスカウントストアなどで新規参入を模索する動きが活発にみられた一方、既

存小売店では、共同仕入れの実施、店頭での精米・袋詰め、特色ある品揃え等に取り組む動きがみられた。

消費者団体及び自治体の消費生活センターでは、独自の勉強会を行うなど関心が高く、新しい精米表示制度に基づく適正な表示への期待が高まつた。

イ 経営体の育成

近畿管内では、農業経営基盤強化促進基本構想が277市町村で策定されており、認定農業者は2,460経営体となっている。このうち、奈良県と大阪府で認定農業者の47%を占めている。経営類型別では、施設園芸・野菜主体の経営の割合が大きく、大都市近郊という利点を活用した近畿農業の特徴が見られる。平地農業地域では、大規模稻作経営を志向する認定農業者の単一経営体が10%を占めている。

今後、認定農業者制度の一層の普及・定着を促進するため、独自のリーフレットや広報誌を活用するとともに、8年2月に農業団体等との連携の下「認定農業者と21世紀の近畿農業を考える集い」を開催するなど農業者への浸透を図つた。

ウ 事業をめぐる特徴的な動き

地域農業基盤確立農業構造改善事業については、6年度補正予算から実施し、70地区が事業認定された。

このうち、和歌山県紀南地域では、花きの広域的な集出荷場の整備、気候条件を利用した温室等により、複合経営の促進と経営体の育成を図っている。また、滋賀県浅井町では、米の常温除湿乾燥方式の導入により良質米産地としてブランド化を図り、安定的な経営体を育成するための取組がなされている。

山村振興等農林漁業特別対策事業では、滋賀県今津町で農産物の加工体験等を行う体験交流センターを整備し、高齢者や婦人の就労の場の提供等を通じて地域活性化を図っている。また、京都府宇治田原町では、てん茶の加工施設を整備し、茶関連商品の開発のための基盤づくりに取り組んでいる。

国営事業では、昭和48年に着工した国営南紀用水農業水利事業が完工した。この事業は、和歌山県南部の南部川沿いに位置する3市町村の樹園地(1,550ha)及び水田(250ha)を受益地とするもので、安定した農業用水を確保するとともに、作業の省力化、多様な水利用と當農が可能となったものである。

エ 新技術の開発・普及等の動向

新技術の開発・普及への要望が高まる中、近畿では、水稻の低コスト生産に向けた取組として、滋賀県蒲生町において、大区画ほ場での乾田直播等の技術の実証調査を実施しており、県平均又はそれ以上の収量をあげながら、労働時間の短縮、生産費の低減をみている。

また、中山間地域における高収益農業生産実現のため、中国農業試験場が、京都府夜久野町において、新たな養液栽培法によるほうれんそうの周年安定生産技術の開発、導入を進めている。さらに、京都府総合農業試験場では、地域特産物である黒大豆栽培において、管理、出荷調整作業の効率化、省力化を中心とした作業体系の確立を図るなど、地域のニーズに対応した技術開発、導入が進められている。

オ 都市と農村の共生（地域農政懇談会）

都市と農村が近接し、古来から都市が発達する一方、農村には歴史的・文化的遺産も豊富であるという近畿地域の特徴を踏まえ、「都市と農村の共生」をテーマとして、3回にわたり各界の有識者からなる地域農政懇談会を開催した。

この懇談会では、阪神・淡路大震災等を契機として農業・農村を見直す動きがみられることを踏まえ、都市と農村がお互いの持つ役割、機能を尊重し、享受したい、共有共栄することを前提に議論を行った。その中で、都市と農村の双方が互いに知らないことが多過ぎるため、パソコン通信等も活用して相互理解を促進すること、小中学生の頃から農業に関する教育を充実させること、一方で農業側に一層の創意工夫、努力が必要なこと等が指摘された。

カ 農村女性をめぐる動き

管内の農業就業人口に占める女性の割合は約6割で、農業生産、地域社会において重要な役割を担っている。

こうした中で、農村女性が主体的に企画・運営・販売に取り組む起業化の動きとして、自ら出資して法人を設立したり、自己名義で資金を借り入れて加工施設を設置した例や、消費者との定期的な交流を通じて消費者ニーズを生産・加工に反映させている例があり、経営感覚を持った女性の自立が芽生えつつある。

また、家族経営協定については、夫婦セミナー等を開催し、男性を含めた意識啓発を図る等締結に向けて地域ぐるみで取り組もうという積極的な動きが現れている。

さらに、從来から農業に従事している女性同士が意見交換する集いが行われているが、これに加え農村女性の役割をテーマに都市住民も参加したパネルディスカッション、男女共同参画社会の実現に向けて都市の女性を含めた意見交換会（さわやか女性の集い）が開催されたほか、女性達の広域的な交流ネットワークの形成に向け「食材（料理）」という観点からの都市と農村の女性の交流が行われるなど、生産者と消費者の女性同士の交流の場が広がりつつある。

(4) 関係機関との連携強化

UR農業合意関連対策を始め地域農政の円滑な推進を図るため、管内府県農林（水産）部長会議、市町村長懇談会等を開催し、管内農業情勢や今後の方向等について意見交換を行った。また、中国農業試験場との連携を深めるため、近畿地域行政・研究連絡会議を開催した。

(5) 広報活動

UR農業合意関連対策を始めとする農業施策の普及・浸透を図るとともに、特に都市生活者、農業以外の産業従事者等の農業・農村に対する理解を深めるため、様々なメディアを通じ幅広い広報活動を進めた。

報道機関に対しては、「近畿農業情勢報告」を始め各種調査結果、統計資料、会議・イベントの開催等について随時記者発表を行い、マスメディアを通じた一般市民への情報提供を進めるとともに、農政局長へのインタビューを始め、新聞、テレビ、雑誌等の取材に広範に対応した。

広報誌「INFORMATIONくらしと農政」を年4回、各4,600部発行し、行政機関、農業関係者、消費者、経済界、教育機関等に配布した。

ラジオ番組「近畿農政局だより」を民放3局で各8回放送し、「世界の中の近畿農業」というテーマで、平成6年9月の関西国際空港開港に伴う近畿農業の新しい動きなどを紹介した。

このほか、平成6年度に制作した近畿農業と近畿農政局のPRビデオ「農業の明日は元気!—新しい農業と近畿農政局—」を、行政機関、農業団体、消費者団体、経済団体、教育機関、図書館等に配布するとともに、一般市民への貸出、ケーブルテレビでの放映等を行った。

「消費者の部屋」においては、京都営林署及び京都食糧事務所とともに、最新の情報をテーマとした特別展示（13回延べ65日）を実施するとともに、消費者との積極的な交流を図るために、局外展示を実施した。

6 中国四国農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

中国四国地域の経済動向についてみると、景気は緩やかな回復基調をたどってきている。消費者物価が総じて安定した動きの中にあって、家計消費支出は前年をやや下回り、大型小売店販売額については、前年に比べ増えている。

一方、前年に比べ、鉱工業生産指数がやや上昇し、企業（金融・保険業を除く資本金1千万円以上の法人

企業)の景況判断をBSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)でみると、緩やかに上昇してきている。

なお、有効求人倍率については、依然として低い水準にあり、労働市場の需給は緩和基調にある。

イ 農家経済

7年農業経営(販売農家1戸当たり)の動向をみると、農業所得は、飼料、農業薬剤等の減少により農業経営費は減少したものの、記録的な豊作となった6年産水稻の反動による稻作収入の減少等により農業粗収益が減少したことから、前年度に比べて4.6%減少した。

また、農外所得は引き続く景気の低迷により前年度に比べて2.2%減少した。この結果、農家所得は2.8%の減少となった。

なお、家計支出は住居費、交通通信費等の増加などにより1.9%増加した。

(2) 農業生産の動向

7年産水稻は、作付面積が前年に比べ1万2,500ha(対前年比94.9%)減少したことと、10a当たりの収量が508kgで過去最高の単収であった前年に比べて18kg下回ったことにより、収穫量は119万4千tで前年に比べ10万7千t(対前年比92%)の減少となった。

作柄は中国平均では作況指数107、四国平均では110の「良」となった。

7年産麦の作付面積は、前年より減少したものの生育が順調だったため収穫量は前年に比べ1.2%増加し3万4,400tとなった。

7年産うんじゅうみかんの収穫量は、梅雨以降の高温・寡雨の影響により小玉果が心配されたが、摘果や灌水を徹底したことと適当な間隔で降雨があったことにより果実肥大が進み品質が良好で、前年を大幅に上回る38万600tとなった。日本なし及びぶどうの結果樹面積はともに減少したが、日本なしは、主産県である鳥取県で干ばつの影響によりやや小玉となり、収穫量は前年に比べ5%低下した。ぶどうについては、梅雨明け後は好天に恵まれたことにより、収穫量は前年に比べ8%増加した。

7年産の指定野菜13品目の作付面積は、3万2,700ha(対前年比98%)となっている。近年は農業従事者の減少、高齢化の進行等により減少傾向にある。

品目別には、きゅうり(同95%)、なす(同96%)、さといも(同97%)の減少が大きい。一方、ねぎ(同102%)は増加している。

また、地域特産的な高知県のしょうが、徳島県のれんこん、香川県のにんにく等は、近年の輸入増加により作付が減少してきている。

7年2月現在の乳用牛の飼育戸数は4,270戸(対前年比7.4%減)、飼養頭数は12万8,300頭(同3.9%減)となり、1戸当たり飼養頭数は、前年の29頭から30頭に増加した。また、肉用牛の飼養戸数は1万7,900戸(同13.1%減)、飼養頭数は26万2,200頭(同2.9%減)となり、1戸当たり飼養頭数は前年の13.1頭から14.6頭に増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新食糧法の施行に関する地域での反応について

新食糧法の施行に関して、各県、市町村では、行政、生産者団体、関係機関が一体となって協議会を設置したり、説明会の開催や広報誌等による新制度のPRを行うなど、新制度の円滑な普及が図られるよう努めた。

新食糧法の施行を機に新たな米販売の取組みが各段階で生まれてきた。市町村段階では、岡山県A町で、町が商社2社と提携して第3セクターの炊飯加工会社を設立し、炊飯加工工場で県の看板品種である「朝日」を柿の葉寿司、おにぎり等に加工し、米の販路拡大、高付加価値による地域の振興が図られた。

また、農協・生産者段階で、集荷・販売の多様化や自由化の中で、島根県では「新たな米共販運動」の推進等により、組織全体の意識統一、新たな流通・販売体制の確立が図られた。

また、地域間競争の激化に備えて、鳥取県では「おかわりくん」、高知県では「まっこと・う米」と自県産米を命名し、ブランド化に取り組んだ。

生産者の間にも、自らが米の宅配による販売を準備する動きがみられた。

流通・販売段階では、登録制度の移行に伴い量販店や異業種からの新規参入が予想されることから、品揃えの多様化等による他店との差別化、サービスの向上、販路の拡大等を図る動きがみられた。

イ 新たな生産調整に関する反応

各県とも、新生産調整対策を円滑に推進するため、市町村、単協に対する説明会を開催する等の取り組みを推進し、ほとんどの県で7年12月中に推進協議会を開催し、市町村別ガイドラインを提示した。

とも補償事業について、山口県、愛媛県等では、全員参加による生産調整の推進等の観点から、単協を積極的に指導することとした。一方、過去、とも補償の取組みがなかった市町村では、飯米農家、兼業農家等の参画をいかに求めていくかが課題となつたため、実施に向けて検討を進めた。

ウ 農用地の利用集積加速化に向けた県独自の取組み

各県では、これまでのUR関連対策の各種事業に加え、新たに各県単独事業を活用し、農用地の加速的な利用集積の促進を行った。

例えば岡山県では、7年度から「農地流動化パワーアップ運動」を強化拡充し、農地流動化推進員を増員して集落ごとに配置し、農地集積のためのきめ細かな体制作りを行っている。また、愛媛県では7年度から関係機関、団体等の実務担当者による「愛媛県構造政策推進機動班」を設置して、各市町村のきめ細かな巡回現地指導を行う体制整備を図っている。

エ 認定農業者制度の推進

各県において、認定農業者の農地集積、資金の借入、機械・施設の導入等に対して様々な県単独の支援措置が講じられた。岡山県では、出先機関における組織横断的な指導体制の整備、愛媛県と香川県では県段階の関係部局の連携による現地指導の実施等積極的な制度普及が図られた。

市町村における制度普及の取組み事例をみると、普及センター、農協、農業委員会等の協力を得ながら、認定候補者等普及対象の明確化、これらの者を対象とした説明会の開催、さらには農業経営改善計画の作成指導等を行うなど積極的な推進が図られた。

鳥取県D町、岡山県Y町、広島県神石郡等では、認定農業者自らが協議会等を組織し、相互の研さん、情報交換、技術研修会等を実施した。また、香川県及び愛媛県においては、県下の認定農業者が一同に会して認定農業者等研修交流会を開催し、事例発表や認定農業者相互の意見交換、交流の促進を図るなど、各地で認定農業者が自らの組織化に取り組んだ。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るために、中国四国農政局では、管内各県、農業団体、試験研究機関、普及機関、報道機関等との各種会議を開催し連携強化を図るとともに、局主催以外の諸会議にも積極的に参加した。

また、管内農業が抱える課題を整理し、展望を明らかにするため、農業者、消費者、学識経験者、農業団体関係者等の参考を得て「地域農政懇談会」「21世紀の中国四国農業を語る会」を開催した。

(5) 広報活動等

ア 内外ともに大きく変化する農業・農村の状況を踏まえ、中国四国農業情勢報告や水稻生育情報・予想収穫量等各種統計調査結果等の記者発表を実施した。

また、広報誌「ライブ農業中国四国」(季刊)を4回発刊したほか、ラジオ放送「中国四国農政局だより」を民間放送(8局)を通じて6回放送した。

イ 農業・農村の大切さや農業農村整備事業の必要

性、役割、効果などについて消費者に理解を深めてもらうことを目的として、7年11月に鳥取市で開催された中国四国土地改良事業団体連合会協議会主催の「第5回中国四国地域農村整備推進地方シンポジウム」において、会場で「農業農村整備事業PRパネル展」を行い、パンフレットや花や野菜の種などを配布して理解浸透を図った。

ウ 消費者ニーズ的確な把握と農林水産行政への理解を得るために、「消費者の部屋」を岡山第2合同庁舎の完成に伴い、新庁舎の一階ホールに移転し、7年8月には、消費者、農業者、食品製造業者、報道関係者及び行政関係者など多数の来賓を迎えて「移転開設式」を開催した。同時に開催したオープン展示「繭の多様な用途」及び絹製品の販売には、子供連れの主婦など大勢の入場者で賑わった。

消費者の部屋は、毎月テーマを定めてパネル・実物の展示、パンフレットの配布を行うとともに、消費者からの相談にも応じている。

また、日本型食生活の普及定着を図る一環として、7年8月に岡山県お魚普及協会の協力を得て、「親子料理教室」を岡山ふれあいセンターにおいて実施した。

エ 管内市町村等の行政機関や農協等の農業団体と新政策等に関係した意見交換を行うため、「地域農政懇談会」「21世紀の中国四国農業を語る会」を開催し、将来の中国四国農業の展望について意見交換を行った。

また、マスコミとの懇談に関しては、管内の幅広い農業関係者及び一般の地域住民の方々に対して農業・農村政策等に関する正確な情報を適切に伝達することが從来にも増して重要となっている現状を踏まえ、7年4月と9月を行った。そのほか、平成5年度から始まった「農業・農村情報交換ネットワーク事業」に基づく農業・農村情報交換モニター懇談会を、7年8月の高松市を始め、徳島市、松江市、高知県夜須町、山口県小郡町、鳥取県倉吉市及び広島県三次市の7か所において開催した。

7 九州農政局

(1) 地域及び農家経済の概要

九州の経済は、総じて緩やかな回復過程をたどっているものの、その動きは緩慢である。生産面では、集積回路の生産数量、金額とも、国内外の旺盛な需要を背景に高水準で推移していることなどから、7年の鉱工業生産指数は、前年比5.3%増と高い水準となつたが、8年第1四半期(1~3月)は、前年同期比1.9%増とやや低い水準となっている。一方、個人消費は依然として低迷しており、有効求人倍率も8年第1四半

期（1～3月）には0.59倍と、雇用情勢は依然厳しい状況が続いている。

農家経済の動向をみると、天候に恵まれ稻作を中心とした農業粗収益が多かった前年に比べ、7年は稻作、工芸作物等の収入が減少したものの、農業経営費も減少したため、農業所得は前年度並みの157万4千円（6年度比99.6%）となった。また、農外所得は403万6千円（同99.2%）、年金・被贈等の収入は186万4千円（同104.9%）となり、この結果、農家総所得は前年度並みの747万4千円（同100.7%）となった。

（2）農業生産の動向

7年産水稻の作付面積は、追加的転作に取り組んだこと等により前年に比べ1万3,400ha減少し、25万6,700haとなった。作況指数は天候に恵まれたため106の「良」となり、10アール当たり収量は510kgであった。水稻うるちの品種別作付面積は、平成3年に初めてトップとなったヒノヒカリがさらに増加し、全うるち米に占める割合は43.2%となった。

麦の7年産の作付面積（4麦計）は、新品種の作付け増等により、4万8,900haとなり、前年より2.1%増加した。作柄は、おむね天候に恵まれたため、小麦で118の「良」、六条大麦も108の「良」となった。

肉用牛の飼養戸数（8年2月現在）は6万3,800戸で前年より8.5%減少、飼養頭数も96万5,900頭で前年より1.4%減少した。黒毛和種子牛価格は、6年7月を底に回復し、7年は前年を上回って推移した。

乳用牛の飼養戸数は、前年より4.2%減少し4,380戸となり、飼養頭数も1.9%減少し17万8,300頭となった。収益性は、乳用初生牛価格がかなり回復したこと等により改善し、搾乳牛1頭当たり所得は、28万5,107円となつた。

豚の飼養戸数は、前年より大幅（13.0%）に減少し4,080戸となつたが、規模拡大は着実に進展しており、1戸当たりの飼養頭数は11.7%増の706頭となつた。

主要野菜（30品目）の作付面積は63年以降年々減少し、7年産は7万9,000ha（前年比97%）となつた。また、収穫量は233万2,000トン（前年比104%）となつた。出荷量は192万9,000トン（前年比104%）となり、九州域外出荷割合も57%と前年より1ポイント増加した。

果樹の7年産の栽培面積は、大半を占めるうんじゅうみかんがやや減少し、さらに中晩かん類もかなり減少したため、前年に比べ2,200ha減少し6万1,400haとなつた。

花き類の6年産の作付面積は、1万43ha（前年比104%）で微増となつた。

甘しおの7年産の作付面積は、原料価格の低迷等に

より、前年に比べて1,000ha減少し、2万1,800haとなつた。また、収穫量は、前年に比べ6.7%減少し、60万5,600トンとなつた。

（3）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 「21世紀への九州農業・農村の展開方向」の公表

九州農政局では、UR農業合意関連対策等を現場において的確に推進していくため、九州農業の現状と将来のあり方について、学識経験者、生産者、消費者等を委員とする地域農政問題検討会との共同作業で検討を行い、7年4月に「21世紀への九州農業・農村の展開方向～新たな環境下での九州農業の挑戦～」（以下「展開方向」という）として取りまとめ、公表した。

この「展開方向」については、報告書及び要約版を管内各県、市町村、農業関係団体等に幅広く配布したほか、それぞれの地域が「展開方向」をもとに、創意工夫をこらした地域づくりや農業の振興を図れるよう、局の主催する会議、研究会等の中で説明を行つた。また、「平成6年度九州農業情勢報告」のII部（特集編）においても、市町村担当者やモニターへのアンケートを加えるなどして取り上げ、より一層「展開方向」に関する検討や議論が深まるよう努力した。

イ 新食糧法の施行、新たな生産調整に関する地域での反応

（ア）新食糧法の施行後の管内の動き

九州の米はこれまで自主流通米比率が低かったこともあり、規制緩和による域外からの米の流入に対する危機感が高まっていること等から、県・市町村の行政、県中・経済連の生産者団体が協力し合つて、県産米の生産・流通戦略の検討が熱心に行われた。

県・市町村においては、各種説明会等を開催し、新法の下での新たな米管理システムの周知徹底を図るとともに、これに対応するため各県において良食味米の生産や国際化に対応したコスト削減策等を内容とする生産・流通戦略の検討が行われた。

県中・経済連においては、各県版RICE戦略を基に、協議会の開催等を通じてその啓蒙・普及を図るとともに、関西地域の小売店にコーナーを設置する等の自県産ブランド米の積極的な販売戦略を展開した。その一方で、一部単協においては、独自のブランドで独自の販売先の確保を模索する動きがあるとともに、一部大規模生産者や特別栽培米の生産者を中心に計画外流通に対する関心が高く、農協を通さない直接販売の動きもみられた。

卸売業界においては、新法施行前の早い段階から、経済連が卸部門に進出する積極的な動きがみられる一

方、大手卸の九州進出、卸売会社の再編整備等の動きが活発化した。

また、小売業界においてはPB米等独自の品揃えや店頭精米、成分分析機の導入等で創意工夫をこらした営業展開を図る動きがみられた。

消費者においては、多様な米をより安く買うことが出来るとの期待感が強い一方で、生協を中心に産地との直接交流を志向する動きがみられた。

(1) 新たな生産調整に関する地域での反応

新たな生産調整については、自主流通米の需給及び価格の安定のための生産調整はやむなしとする認識では一致したもの、生産者段階では様々な意見がみられた。JAでは集荷業務を併せて担っていることから、生産調整への協力要請を強めることにより計画外流通に流れしていくことを懸念する声もあがった。

管内各県では、7年12月末までには、生産者団体と協議しつつ市町村別ガイドラインの提示を終わらせたが、生産者団体においては、本格的な事前調整活動的局面を前にして、生産者に対する啓発資料等の作成・配布、ともに補償事業に関する研修会等を開催した地域もみられた。また、転作強化に対応して大豆等の団地化転作等で対応する方針等を示した市町村もあった。

ともに補償制度については積極的に取り組みたいとする意向が一般的であるが、具体的な推進方策や事務負担等について検討するまでは至らなかった。

ウ 経営改善支援センターの活動

経営改善を図ろうとする農業者に対し、きめ細かな支援・相談活動を実施する経営改善支援センターは、管内7県及び500市町村で設置され、認定農業者制度の推進を図る上で重要な役割を果たしている。

これらの活動により、九州管内では、農業経営改善計画の認定が進み、8年3月末現在で、1万5,214経営体（全国の22%）が認定された。

このような中、当初は資金を希望する農業者からの認定申請が多くなったが、その後農地の利用集積、経営面の指導、補助事業等との関連での申請が増加したり（宮崎県新富町）、認定農業者への認定書の交付式の実施による自覚と使命感の涵養（大分県の80%の市町村）、認定農業者と関係機関の長との意見交換会の実施（鹿児島県牧園町、福山町）、認定農業者の連帶意識と一層の能力向上を促進するため認定農業者連絡会議を設置するとともに、認定農業者への支援として、共同利用機械の整備、農作業受託者への助成、利用権設定への補助等の町単独事業を実施する（熊本県菊陽町）等の事例が見られるようになってきた。

エ 農作業受託等を行う第三セクターの設立の動き

中山間地域における担い手不足や高齢化に対処するため、第三セクターの農業公社等によって農作業受託や担い手育成に取り組む事例が多くみられるようになった。7年末で15の第三セクターが農作業受託等に取り組んでいるが、1法人を除けば平成3年以降に設立されたものであり、平成6～7年にかけて11法人が設立されている。このうち8法人は平成7年から実際の農作業受託を開始している。また、担い手育成のための研修や新規就農者の支援にも第三セクターが取り組むようになった。

オ 活発な九州のむらづくり運動

九州ではむらづくり運動を各県が活発に展開しており、農林水産祭のむらづくり部門において、これまでに九州が7回天皇杯を受賞している。こうした中で7年11月に、過去に天皇杯を受賞した全地区（16地区）の代表が鹿児島県主催のフォーラムに結集した。これは7年に鹿児島県が4度目の天皇杯を受賞したことから、過去においてむらづくりで天皇杯を受賞した地区的リーダーを招いて行われたものである。こうした催しは全国初で、各地から1,300名が出席し、21世紀に向けたむらづくりのあり方について意見交換が行われ、今後の農業・農村の活性化に向けた新たな取り組みとして注目された。

カ 九州における農業センサス結果の概要

7年11月30日に全国及び各県の1995年農業センサスの結果が公表されたのを機に、九州農政局では管内の概要を取りまとめ、12月21日に公表、記者レクを行った。九州では、農家戸数は12%減少したものの、経営耕地3ha以上や販売金額1千万円以上の規模の大きな層の農家が増加しており、借入耕地の割合も17%（都府県13%）に達しており、耕地の流動化に伴い農家の大規模化が進んでいる。また、主業農家が35%を占め、都府県（24%）と比べて10ポイント以上高い主業農家率となっている。農業就業人口は17%減少するとともに、65歳以上の高齢者の割合が39%（都府県44%）に達している。経営面では複合経営の割合が35%（都府県22%）を占めている。

(4) 関係機関との連携強化

地域経済・社会の安定や豊かな生活環境の創造に直結する農業・農村の諸問題について、経済界、消費者団体等との意見交換を行なうため、「九州地域農政懇談会」を7年5月、9月及び8年2月に開催した。また、「展開方向」の着実な推進等をはじめ地域農政の積極的な展開を図るために、地域農政問題検討会、管内農政主管部長会議、市町村長懇談会等を開催し、県、市町村、農業団体等と意見や情報の交換を行なった。

さらに、バイオテクノロジーの技術開発・実用化推進のため、九州バイオテクノロジー研究会において、バイオテクノロジーに関するシンポジウム、セミナー等を開催したほか、九州農業試験場と行っている行政研究連絡会議に分科会を設け、家畜ふん尿処理・利用、中山間地域の土地利用区分、農業情報提供等11の分野について検討した。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する普及浸透を図るため「九州農業情報報告」をはじめ、各種の調査結果

等を必要に応じて公表したほか、広報誌「のうせい九州」を市町村、農業団体等の関係機関に配布した。

また、21世紀に向けて夢を持ち農業に取り組んでいる人をテーマにラジオ放送「九州農政局だより」を民間放送6局を通じて8回放送したほか、一般消費者、学生等を対象に農業や農山村地域が果たしている役割について紹介するビデオ「さわやか農村いきいき農業」を制作した。

さらに、「九州農政局消費者の部屋」の特別展示を局内外で行った。

表7 7年度地方農政局主要事業の実績

	事業名	東北関東北陸東海近畿中国四国										九州			(単位:百万円)	
		地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費	
1	農業地城改善事業	370	31	10	3,434	223	116	261	109	6	40	9	306	517	184	1,396
2	地城改善事業	139	17,982	247	13,772	64	4,840	41	5,345	92	8,104	184	17,693	107	10,785	874
3	山村等振興事業	6	100	10	116	4	43	3	17	6	48	9	77	7	83	45
4	土植保環境事業	6	243	10	227	4	92	3	54	6	183	19	267	7	263	55
5	植物防病化事業	6	122	9	83	4	44	3	16	6	23	9	62	7	103	44
6	農業機械化事業	395	1,512	10	633	4	773	595	6	331	80	1,717	7	5,517	502	
7	農業村地域整備事業	6	2,365	19	1,986	4	703	3	315	6	842	9	714	7	1,817	45
8	農地保有合理化促進事業	216	26,671	222	50,390	117	13,083	56	10,285	98	11,809	286	32,018	219	26,741	1,214
9	農業構造改善事業	1	33	1	29	29	40	3,480	20	1,698	38	3,406	123	10,325	64	7,413
(1)	新農業構造改善事業	84	9,579	62	10,427	35	4,320	29	421	60	511	137	1,776	338	216	6
(2)	農業農村活性化農業構造改善事業	1	20	159	39,934	77	9,603	36	8,587	55	8,159	155	21,325	155	18,901	767
(3)	農業経営育成促進事業	130	17,039	30	333	283	14,212	123	2,300	508	3,512	489	8,006	800	11,037	3,289
(4)	地域農業基盤確立農業構造改善事業	452	8,848	634	9,373	74	1,670	144	2,347	180	4,899	374	7,158	1,489	36,554	
10	農業生産体制強化総合推進事業	266	5,599	326	5,718	125	9,163	74	1,670	144	2,347	180	4,899	374	7,158	1,489
(1)	農業経営育成対策事業	29	1,130	159	1,949	35	4,320	29	421	60	511	137	1,776	224	1,695	673
(2)	地域農業生産再編特別対策事業	36	900	30	333	3	21	6	33	30	573	55	675	160	2,535	
(3)	りんごわい化栽培等緊急推進対策事業	6	134	5	419	2	212	2	52	9	31	2	75	18	220	44
(4)	生産高度化基礎条件整備推進対策事業	33	146	64	180	18	44	11	36	60	105	63	204	38	131	287
(5)	環境保全型農業総合推進事業	10	223	18	469	1	34	6	82	28	239	14	386	77	1,433	
(6)	水田営農推進事業	66	637	22	183	45	397	3	27	38	335	40	103	70	586	284
(7)	生産安定化緊急促進対策事業	6	79	10	122	58	76	39	185	68	9	137	7	186	275	
(8)	推進指導事業	15	6,379	8,115	2,789	5	1,538	45	6,625	28	4,816	1	112	11,601	93	
11	先進的農業生産推進対策事業	1	30	4	1,354	1,323	233		1	355	1	100	100	696	2	
(1)	先進的農業人材育成確保対策事業														142	
(2)	生産性向上促進対策事業													6	4,061	

ア 土地利用型地域農業生産システム確立事業
 イ コスト省力化生産促進事業
 ヴ 耕種型リース農場整備事業
 (3) 高品質生産流通合理化促進対策事業
 ア 高度品質管理体制確立事業
 イ 安定供給産地体制等整備事業
 ヴ 生産流通技術高度化促進事業
 工 新需要創出農業推進事業
 (4) 生産高度化基盤条件整備推進事業
 ア 生産高度化土壌条件整備推進事業
 イ 優良種子・種苗供給推進事業
 (5) 產地再編等特別整備事業
 (6) 環境保全型農業活性化緊急促進事業
 (7) 水田當農活性化対策事業
 (8) 生産安定化対策事業
 (9) 農業生産体制強化総合推進事業
 (10) その他

12 水田當農活性化対策事業
 水田當農業改良事業
 13 農業改良事業
 14 畜産再編総合対策事業
 (1) 畜産再編総合対策事業
 (2) 畜産再編総合対策事業
 ア 家畜改良増殖対策事業
 ウ 家畜新技術普及事業
 エ その他

15 牛肉等関税財源畜産再編総合対策事業
 (1) 畜産再編総合対策事業
 (2) 畜産再編総合対策事業
 ア 肉用牛等改良増殖対策事業
 ウ 肉用牛等畜産新技术普及事業
 エ その他

16 卸売市場施設整備事業
 (1) 卸売市場施設整備事業
 (2) 卸売市場施設整備事業

4	1,354	1,323	233		1	355	1	100	696	5	3,706
										1	355
										0	0
										1	3,528
										0	1,117
										0	909
										1	1,463
										0	39
										23	3,419
										0	0
										5	871
										18	4,635
										37	25,001
										0	0
										42	21,502
										45	2,091
										735	4,615
										2,820	12,440
										63	3,292
										183	6,605
										672	1,323
										2,637	5,835
										269	1,315
										381	1,732
										54	62
										19	172
										588	1,925
										1,126	16,794
										61	6,977
										116	10,808
										1,010	5,986
										152	153
										9,030	52
										46,704	3
										9,030	1,840

(2) 農地災害復舊事業	1,055	1,646	1,326	1,403	572	1,167	380	436	2,510	3,029	2,312	2,338	5,820	7,379	13,975	17,398
(3) 海岸保全施設災害復舊事業					4	63			2	108	17	44			23	215
25 農業用施設災害復舊事業					12	907			8	596	14	733			34	2,236
26 離島振興事業	2	610					2	49	1	40	26	2,098			31	2,797
(1) 海岸保全施設整備事業	34	10,637	1	28	22	1,371	25	2,107	1	43	43	2,874	167	11,177	293	28,237
(2) 海岸環境整備事業	29	7,878	1	28	18	803	21	1,327	1	43	35	1,961	138	8,921	243	20,961
(3) 公有地造成護岸等整備事業	5	2,759			3	498	4	780		7	861	25	2,107	44	7,005	
					1	70			1	52	4	149	6		271	

表 8 股林漁業金融

(単位:百万円)									
資本の種類					資本の種類				
資本	金	農	林	公	資本	金	資本	金	資本
(1) 設立のための資金	25,391	39,244	29,762	25,743	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
(2) 農業経営基盤強化資金	3,128	838	416	47	416	47	72	241	59,500
(3) 農業基盤整備資金(非補助)	12,539	18,267	5,390	6,559	12,539	18,267	2,700	6,933	1,501
(4) 自作農維持資金	4,059	8,545	2,473	961	4,059	8,545	1,286	18,318	6,612
(5) 土地利用型農業経営強化資金	468	65	22	22	468	65	21	83	2,283
(6) 中山間地域活性化資金	5,113	2,952	690	4,409	5,113	2,952	810	2,445	1,000
(7) その他	8,563	20,771	13,767	22,781	8,563	20,771	11,110	45,928	37,925
2 農業近代化資金	25,045	42,601	12,429	14,357	25,045	42,601	9,164	24,388	1,000
(1) 個人	11,213	29,271	7,079	10,939	11,213	29,271	6,834	17,094	4,782
(2) 共同利用施設	13	42	19	24	13	42	275	114	2,802
(3) 特認資金	13,832	13,340	5,350	3,418	13,832	13,340	2,330	7,294	19,221
3 農業経営改良資金	3,013	2,103	1,166	1,459	3,013	2,103	71	669	122,920
4 天然資源開発資金	260	2,227	53	106	260	2,227	80	889	162,659
5 農業生産促進資金	322	288	2,775	209	322	288	9	337	103,949
6 農業改良普及資金	9,684	8,643	1,666	2,564	9,684	8,643	1,811	3,216	541
7 農業生産經營改良資金	8,729	6,200	1,302	1,326	8,729	6,200	1,178	2,034	749
8 農業生産經營改良資金	11	13	2	2	11	13	4	177	58
9 農業生産經營改良資金	135	2,298	287	1,088	135	2,298	1,088	541	1,581
10 農業生産經營改良資金	519	132	75	148	519	132	75	148	252
11 農業生産經營改良資金	290	0	0	0	290	0	0	0	237